

愛媛県内交通費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下本協会という）の交通費支給の適正化、効率化を目的として定めるものである。

(対象)

第2条 この規程は、理事会、各部会、評議員会および県内における本協会役員の公務出張時に適用する。

(中予地域の交通費支給)

第3条 中予地区内での移動に対しては、バス・路面電車・郊外線電車・JR を利用して移動するのに必要な額を支給する。

(東予地域・南予地域からの交通費支給)

第4条 東予地域・南予地域からの交通費支給については、公共バスを利用した際の運賃、もしくはJRにおける普通乗車券・特急券購入額を支給する。

(災害時等の交通費支給)

第5条 災害等のため、通常利用している手段によって移動が困難な場合は、会長判断で、それに代わる手段による移動にかかる費用を支給する。

(愛媛県視覚障がい専門指導員〈以下専門指導員という〉の交通費規程)

第6条 専門指導員に交通費を支給する必要がある場合は、車・バス・路面電車・郊外線電車・JRのうち、最も安い交通手段を利用して移動するのに必要な額を支給する。

附則

この規程は公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規定は令和5年4月23日から施行する。（令和5年4月23日理事会決議）